板橋区中小企業等緊急家賃助成金交付要綱

令和2年6月10日区長決定

(目 的)

第1条 板橋区中小企業等緊急家賃助成金(以下「助成金」という。)は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の拡大による経済環境激変のため経営に多大な影響を受けている、板橋区(以下「区」という。)内で事業活動を行う事業者に対し、その事業活動のために事業所を賃借している費用の一部を助成することにより、区内事業者の事業継続の支援及び就労の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1)「事業者」とは、次に掲げる要件を全て満たす者で、区内で令和2年3月31日以前から事業活動を行っているものをいう。
 - ア 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者のうちおおむ ね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者及び個人事業主
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項から第10項まで及び第13項第2号に規定する事業者に該当しない者
 - ウ 大企業が実質的に経営に参画していないこと。この場合において、「大企業が実質的に経営 に参画」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいう。
 - (ア) 大企業(中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。) が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
 - (イ) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
 - (ウ) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
 - (エ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること。
 - (2) 「事業所」とは、区内に立地する店舗、事業所、工場その他事業を行う場所として従業員が1名 以上従事している建屋であり、面積・距離その他の立地条件が一団として認められる単位である ものをいう。

(対象事業者)

- 第3条 助成金の対象となる者は、次に掲げる全てを満たす者とする。
- (1) 区内に事業所がある事業者であること。
- (2) 主として事業を行うために事業所を賃借していること。ただし他者に転貸している場合を除く。
- (3) 令和2年4月及び5月の売上高が前年4月及び5月(創業1年未満の場合は令和2年2月及び3月)の売上高より20%以上減少していること。
- (4) 法人住民税、事業税(個人事業者で事業税が非課税の場合は個人住民税)を滞納していないこと。
- (5) 対象となる事業所を賃借する契約の相手方と、親会社等・子会社等の関係ではないこと。
- (6)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の補助対象経費は、助成金の対象者が賃貸人等に支払う事業所の賃借料とし、共益費、保 証金、敷金、礼金、更新料、火災保険料及び駐車場代は含まない。

(助成金の額)

- 第5条 助成金の額は、区内に賃借している事業所に係る令和2年4月、5月及び6月の各月の前条で 規定する経費の2分の1以内の金額(1000円未満の端数は切り捨てる。)とし、上限を月額5万 円とする。
- 2 事業所を複数所有する事業者は、最大3か所までを対象とし、事業所ごとに助成金の額を算定するものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)、誓 約書(別記第2号様式)及びその他必要な書類を添えて、板橋区長(以下「区長」という。)に申請 しなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

- 第7条 区長は、前条の助成金交付申請書兼請求書の提出を受けたときは、その内容等を審査し、助成金交付の可否の決定及び額の確定を行うものとする。
- 2 区長は、前項に規定する助成金交付の可否について、助成金交付可否決定確定通知書(別記第3号 様式)により、申請を行った事業者に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第8条 交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は前2項の規定による交付の取下げの書類を受けた場合は、交付決定取下通知書(別記第4号様式)により、申請の取下げを行った助成事業者に通知するものとする。

(事業の変更等)

- 第9条 助成事業者は、助成事業の内容を変更しようとする場合又は中止しようとする場合は、必要な書類を添えて事業変更等承認申請書(別記第5号様式)を、あらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 区長は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 区長は、第1項の申請について審査し、その承認(これに付する、前項に規定する条件を含む。)又 は不承認を、事業変更等承認(不承認)通知書(別記第6号様式)により助成事業者に通知するものと する。

(助成金の交付)

第10条 区長は、第5条の規定により算定した額を限度として、第7条の規定に基づき確定した助成金 の額を交付する。

(交付決定の取消し)

- 第11条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項に規定する助成金交付の取消を行った場合は、区長は交付決定取消通知書(別記第7号様式)

により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 区長は、第8条の規定により助成事業者が助成金の申請を取り下げ、又は前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときには、期限を定めて助成事業者にその返還を命じるものとする。

(助成金の経理等)

第13条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業者が行う助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(検査)

第14条 助成事業者は、区長が区職員をして、助成事業者が行う助成事業の運営及び経理等の状況その 他の必要な事項について報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(返還金及び延滞金の納付)

- 第15条 第11条の規定による助成金の交付決定の全部又は一部の取消しがあり、第12条の規定により助成金の返還を命じたときには、区長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額(一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を助成事業者に納付させなければならない。
- 2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第16条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第17条 第15条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(その他)

- 第18条 賃貸借契約書の写し及び賃借料として支払われている領収書その他の書類をもって、実績に 基づき交付決定したものとみなし、実績報告を徴しないものとする。
- 2 助成金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板 橋区規則第3号)に定めるもののほか、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

別	記第1号様式	(第6条関係)				年	月	日	
(宛先)板橋区長				(申請者) 所在地(〒					
				事	業者名				
				代表	表者役職・氏名			印	
	板橋区中小企業等緊急家賃助成金 交付申請書兼請求書								
板橋区中小企業等緊急家賃助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり助成金を交付申請するとともに助成金を請求します。 記									請する
1	交付申請金額	額		円	_ (A+	·B+C)			
2	申請事業者	情報							
	フリガナ				フリガナ				
	事業者名				代表者名				
	事業者住所				業種・営業内]容			
	区内営業年数	年	常時雇用す る従業員数	Д	口 法人 口	個人事業主	= (ど1	ちらか☑	<u>1</u>)
	担当者名				担当者連絡 (電話番号				
	備考								
3	店舗(事業)	所)情報							
	フリガナ				- NETT - 24 ME - L	_			
	事業所名				業種・営業内	谷			
	事業所住所				事業所補助金	額		円 (A)	

円

円

円

 \Rightarrow

4月家賃×1/2

5月家賃×1/2

6月家賃×1/2

補助算定計

円

円

円

円

家賃(4月)

家賃(5月)

家賃(6月)

(複数の店舗(事業所)を申請する場合)(B)

フリガナ		
事業所名	業種・営業内容	
事業所住所	事業所補助金額	円 (B)
	1	

家賃(4月)	円	⇒	4月家賃×1/2	円
家賃(5月)	Ħ	1	5月家賃×1/2	円
家賃(6月)	Ħ	1	6月家賃×1/2	Ħ
			補助算定計	H

(複数の店舗(事業所)を申請する場合)(C)

フリガナ		
事業所名	業種・営業内容	
事業所住所	事業所補助金額	円(C)

家賃(4月)	円	*	4月家賃×1/2	円
家賃(5月)	PI	⇒	5月家賃×1/2	円
家賃(6月)	円	⇒	6月家賃×1/2	Ħ
			補助算定計	円

4	事業者の売上流	高の流	減少の	の状況	ļ										
	(該当するものにチェックを入れてください。) □4月・5月の売上高が前年に比べて20%以上減少 □【創業1年未満の場合】2月・3月の売上高が4月・5月に比べて20%以上減少 □セーフティネット4号保証認定、持続化給付金の確定通知等の提出(下記記入不要)														
븕	売上高等及び減少率(該当する売上月を〇してください)														
	申請月	(4)	月・! 業 1 d	5月の	月平均 の場合]) }]	売上高	見在	前年の 【創業1	(4月・! 年未満の 3月の」	の場合		売上 高	i 前	
	1月分の 売上平均						Г	月 (A)						т	(B)
_		′ ^ <u>-</u>		1) ×	, 100			J (A)							(D)
	减少单 (※小数点以下	•	_	- ,	100				%						
	※ 決算書、売上台帳その他の売上高等の減少が証明できる書類を添付してください。 その際には、売上高の根拠となる部分にしるし(マーカーや付箋など)をつけてください。														
	(添付資料) 主な添付資料は次のとおりです。詳しくは要領をご参照ください。 ・確定申告の写し ・決算書 ・売上台帳 ・家賃支払がわかる書類 ・法人都民税納税証明書 ・区民税納税証明書 ・該当事業所の賃貸借契約の写し														
〔請	求書〕														
	板橋区中小企業等緊急家賃助成金 交付申請書兼請求書														
枥	板橋区中小企業等緊急家賃助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。														
1	請求金額														
	金				<u>円</u>										
2 助成金の振込みを希望する金融機関及び口座															
	金融機関名								本・支店	名			本•	支店	
	口座種類			普通	-		当座		口座番号	+					

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名と口座番号(7桁)をご記入ください。

(カタカナ)

口座名義

誓約書

要綱で定める、板橋区内で事業所を賃借していること、売上の減少が規定の期間と比べて20%以上減少していること、その他の事由を満たしております。また、法人住民税及び事業税(個人事業者で事業税が非課税の場合は個人住民税)については、納期到達分までを納税しており、助成金の対象であることを誓約します。なお、今後も事業を継続して実施していきます。

以上により、各種調査が必要な場合は誠実に対応するとともに、虚偽等が判明した場合や報告等に応じない場合は、助成金の返還等に応じます。

また、代表者、役員その他従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。

(代表者・署名)

※代表者の方が自署してください

番 号 年 月 日

様

板橋区長 印

板橋区中小企業等緊急家賃助成金 交付可否決定確定通知書

年 月 日付けで申請及び請求のあった板橋区中小企業等緊急家賃助成金の交付について、内容を審査した結果、交付及び確定することが<u>適当 (*適当でない)</u>と認められるので、板橋区中小企業等緊急家賃助成金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 決定内容	
(1)助成金交付の可否	(可 ・ 否)
(2)交付決定額	<u>P</u>

2 別に付す条件(交付しない理由)

(*) は必要に応じて削除すること

別記筆	4号様式	(笙8	条関係)

番 号 年 月 日

様

板橋区長 印

板橋区中小企業等緊急家賃助成金 交付決定取下通知書

年 月 日付け 板産産第 号により支給決定した板橋区中小企業等緊急家賃助成金については、板橋区中小企業等緊急家賃助成金交付要綱第8条の規定により申請の取下げがありましたので、通知します。(*)なお、すでに助成金が支払われていますので、下記の金額を速やかに返還してください。

記

1 区へ返還する金額 円

第5号様式	(第9条関係)

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地 (〒)

企業名

代表者役職・氏名

印

板橋区中小企業等緊急家賃助成金 事業変更等承認申請書

年 月 日付け 板産産第 号で交付決定を受けた事業について、下記の理由により変更(* 中止)したいので、板橋区中小企業等緊急家賃助成交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更 (*中止) する事業
- 2 変更(*中止)する内容
- 3 変更 (*中止) する理由
- 4 変更(*中止)予定年月日
- 5 添付書類

※ 上記下線部は、「変更」・「中止」のうち該当しないものを削除すること。

年 月 日

様

板橋区長 印

板橋区中小企業等緊急家賃助成金 事業変更等承認(*不承認)通知書

年 月 日付け 板産産第 号により交付決定した事業について、板橋区中小企業等緊急家賃 助成金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、審査した結果、下記のとおり<u>承認(*不承認)</u>したので通知 します。

記

- 1 承認 (*不承認)の内容
- 2 承認 (*不承認) の理由
- 3 別に付す条件

番 号 年 月 日

様

板橋区長 印

板橋区中小企業等緊急家賃助成金 交付決定取消通知書

年 月 日付け 板産産第 号により交付決定した板橋区中小企業等緊急家賃助成金については、下記のとおり取り消すべき理由があると認められるため、板橋区中小企業等緊急家賃助成金交付要綱第11条の規定に基づき(全部 又は 一部)を取り消しましたので通知します。返還が生じる場合は同要綱第12条の規定に基づき、下記の金額を速やかに返還してください。

記

- 1 区へ返還する金額 円_
- 2 その理由